ゆうきくん

暴追とちぎ

第58号

平成28年10月

CONTENTS

ご挨拶 ……1
栃木県暴力追放県民センターの活動状況 ……2
暴力団情勢 ……3
指定暴力団の状況 ……4
暴力団等に対する基本的対応要領 ……5
弁護士ペンリレー ……6

更正の
誓いに差し出す
支援の輪

公益財団法人 栃木県暴力追放県民センター

宇都宮市昭和3丁目2番8号　しもつけ会館内

TEL 028(627)2995　FAX 028(627)2996

ご　挨　拶

栃木県警察本部刑事部
組織犯罪対策統括官兼　小　堀　政　幸
組織犯罪対策第一課長

秋も日増しに深まり、皆様方にはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃から暴力団排除活動を始め、警察活動の各般にわたり深いご理解とご協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

暴力団情勢については、昨年８月に指定暴力団六代目山口組が分裂すると、新たに結成された神戸山口組との全国的な対立抗争に発展し、今年３月には宇都宮市内で対立抗争とみられる２件の事件が発生するなど、大変厳しい現状にあります。警察では、対立抗争の防遏（ぼうあつ）と市民の方が巻き込まれることがないよう、「対立抗争集中取締本部」を設置し、両団体に対する取締りと警戒活動等を強力に推進しているところです。

さて、栃木県暴力団排除条例が施行されて５年が経過しました。この間、官民一体となった取組みが進められ、県民や事業者の皆様に暴力団排除の意識が着実に浸透して様々な活動が展開され、暴力団構成員等の減少という形で成果が出ております。一方で、未だに暴力団を利用して資金提供している者も存在し、本年８月、資金提供事業者と暴力団員の双方に対し、条例に基づく再発防止の勧告を実施したところであります。

暴力団を弱体化させ壊滅に追い込むには、警察による取締りと並行して、栃木県暴力追放県民センターを始め、県内各自治体、関係機関・団体が一層連携を強化し、暴力団排除に関する取組みを推進して社会全体で暴力団と対峙していくことが必要です。引続き、「暴力団を利用しない」「暴力団に資金を提供しない」「暴力団を恐れない」を基本に、暴力団排除活動へのご理解と実践を賜りますようお願い申し上げます。

皆様方の益々のご健勝とご発展をお祈りして、挨拶といたします。

栃木県暴力追放県民センターの活動状況

平成28年度第1回理事会

5月11日　平成28年度第1回理事会を開催し、平成27年度の事業報告及び収支決算報告等の議案6件を議決、理事長及び専務理事の活動状況等の報告案3件を報告した。

平成28年度評議員会

5月26日　平成28年度評議員会を開催し、平成27年度事業報告及び収支決算報告、定款の一部改正、理事・補欠評議員選任等の議案6件を議決、報告案3件を報告した。

県民の日記念イベントへの参加

6月15日　栃木県庁で開催された「県民の日」記念イベントに参加し、暴力団追放広報啓発活動を行った。

栃木県不当要求被害防止ネットワーク担当者会議

7月1日　栃木県及び各市町の不当要求防止対策担当者と警察本部及び当センター相談委員等によるネットワーク担当者会議を開催し、行政に対する不当要求防止に関する意見交換を行った。

暴力相談委員・暴力監視員・社会復帰協議会会員合同研修会

7月29日　平成28年度暴力追放相談委員・暴力監視員・社会復帰協議会会員による合同研修会を開催し、相互の活動状況や暴排活動に関する情報交換を行った。

暴 力 団 情 勢

暴力団の情勢

暴力団は、恐喝や覚醒剤など伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加えて、様々な規制から逃れるために、ますます組織実態を隠蔽する動きを強め、共生者等を利用しながら各種の事業活動に進出して資金獲得活動を活発化させるなど、健全な社会経済にとって大きな脅威となっています。また、近年、公共事業に介入して資金を獲得したり、公的融資制度等を悪用した詐欺事件や高齢者を狙った特殊詐欺事件等を多数敢行するなど、社会経済情勢の変化に応じた多様な資金獲得活動を行いながら不当な利益を得ています。

また、昨年8月末、全国の4割以上を占めていた山口組が六代目山口組と神戸山口組に分裂し、その後、相互の切り崩しが活発に行われ、全国各地で両団体間における事件やトラブルが多発しております。

栃木県内の暴力団構成員等は、6年連続して減少しているものの、依然として約910名が活動しております。また、分裂した六代目山口組及び神戸山口組の傘下組織があり、今年3月には傘下組織事務所にトラックが突っ込む事件が発生するなど、暴力団は市民生活にとって大きな脅威となっています。

暴力団の勢力

暴力団構成員等の状況

暴力団とは、「その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」(暴力団対策法第2条第2号)のことをいい、その構成員及び準構成員等(以下「暴力団構成員等」といいます。)の数※は、平成27年末現在46,900人で、前年と比べ、6,600人減少しました。うち、暴力団構成員の数は20,100人で、前年に比べ2,200人減少し、準構成員等の数は26,800人で、前年に比べ4,400人減少しました。

■ 暴力団構成員及び準構成員等の推移

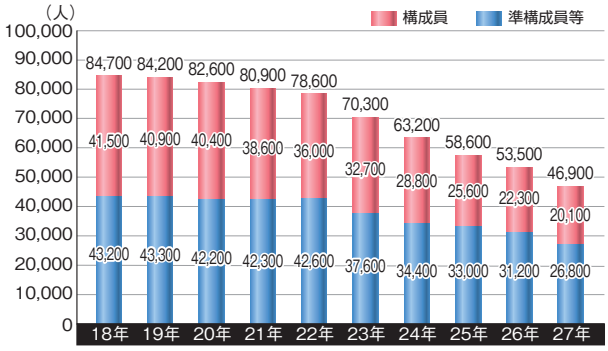

※総数、構成員数及び準構成員等の数は概数です。
注：準構成員とは、暴力団または暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいいます。

暴力団の特徴

凶悪化

暴力団は、自己の意に沿わない事業者に対して、拳銃の発砲、手りゅう弾の投てき、放火等といった報復、見せしめ目的とみられる襲撃事件を敢行したり、組織内部の争いから、銃器を用いた対立抗争事件を引き起こしたりするなど、凶悪事件を敢行しています。

不透明化

暴力団対策法が施行された後、暴力団は組事務所から代紋、看板等を撤収し、名簿等に構成員の氏名を記載せず、暴力団を示す名刺を使用しないなど、組織実態に関する事実を隠ぺいする傾向が強まってきています。

また、活動形態においても、社会運動や政治活動を仮装、標ぼうするなど、不透明化の傾向が一層顕著になってきています。

資金獲得活動の多様化

覚醒剤、賭博等の伝統的な資金獲得活動や民事介入暴力、行政対象暴力等に加え、その組織実態を隠ぺいしながら、建設業、金融・証券市場へ進出して、企業活動を仮装した一般社会での資金獲得活動を活発化させています。

また、公共事業に介入して資金を獲得したり、公的融資制度等を悪用した詐欺事件等を多数敢行するなど、社会経済情勢の変化に応じた多種多様な資金獲得活動を行っています。

寡占化

六代目山口組、神戸山口組、住吉会、稲川会などの大規模暴力団による組織勢力の寡占化が続いています。平成27年末のこれらの主要団体の暴力団構成員等の総数は、33,200人で、暴力団全体の70.8%を占めています。

しかしながら、全暴力団構成員等の半数弱を占めていた六代目山口組の分裂に伴い、一極集中の状態に変化が生じています。

■ 暴力団の資金獲得活動の変遷

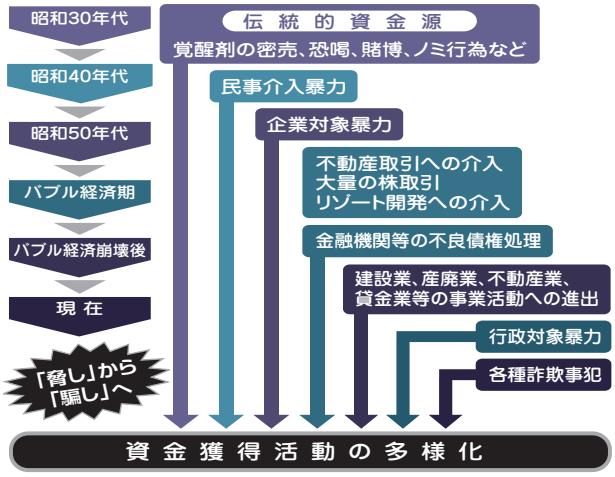

指定暴力団の状況

指定暴力団分布図（22団体）

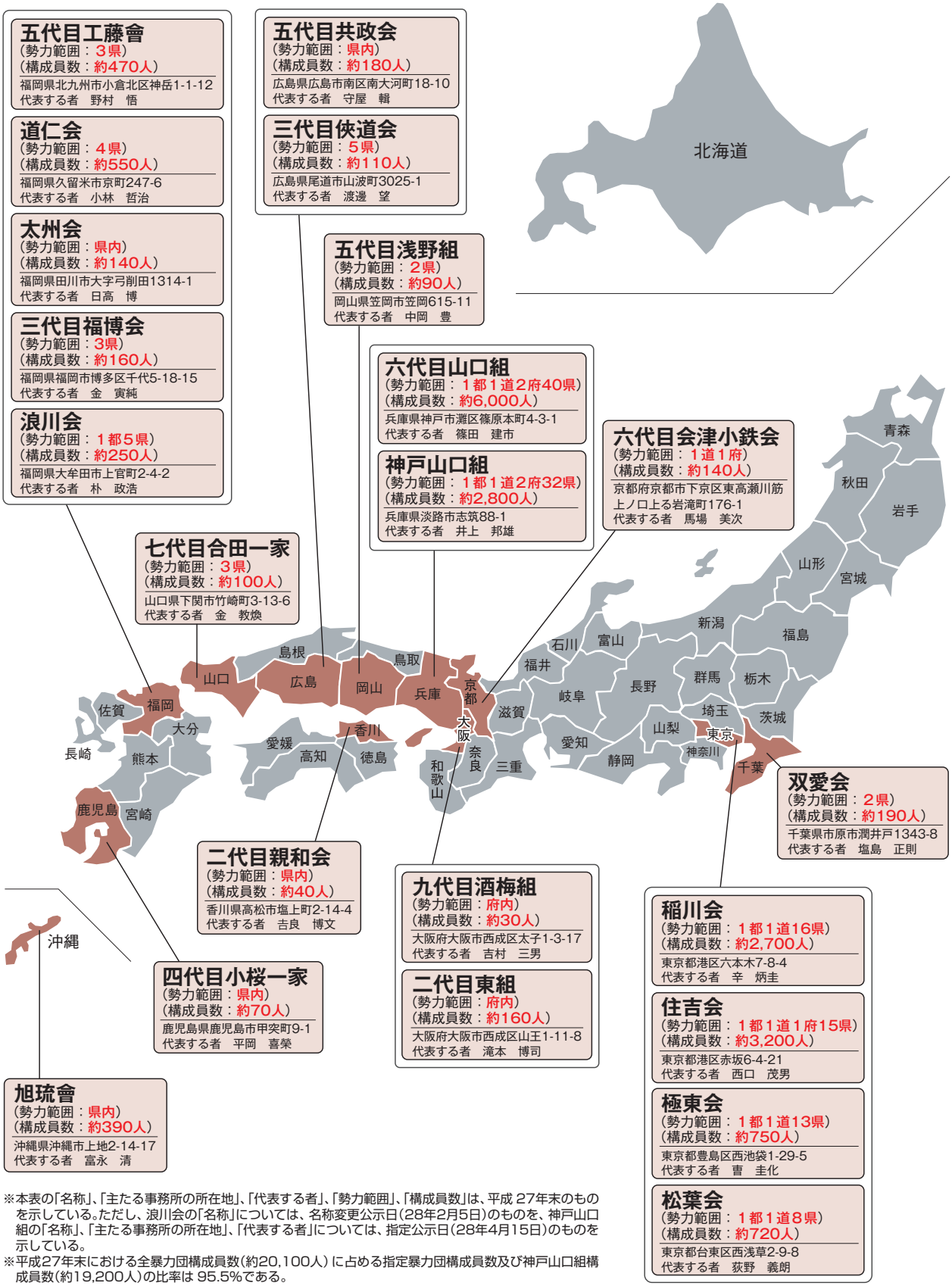

※本表の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」、「勢力範囲」、「構成員数」は、平成 27年末のものを示している。ただし、浪川会の「名称」については、名称変更公示日（28年2月5日）のものを、神戸山口組の「名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表する者」については、指定公示日（28年4月15日）のものを示している。

※平成27年末における全暴力団構成員数（約20,100人）に占める指定暴力団構成員数及び神戸山口組構成員数（約19,200人）の比率は 95.5%である。

暴力団等に対する基本的対応要領

平素の準備

① トップの危機管理

★ トップ自らが、「不当な要求には絶対応じない」という基本方針と姿勢を示し、毅然とした社風を構築していく。

★ 担当者が気楽に報告できる雰囲気作りを行う。

② 体制作り

★ あらかじめ対応責任者、補助者等を指定しておき、対応マニュアル、通報手順等を定めておく。

★ 対応責任者は、組織を代表して対応することから、組織としての回答を準備しておく。

★ 対応する部屋を決めておき、録音、撮影機器等をセットしておくとともに、暴力追放ポスターや責任者講習受講修了書等を掲げておく。

③ 暴力団排除条項の導入

★ 暴力団等反社会的勢力を排除する根拠として、

○暴力団等反社会的勢力とは取引しない

○取引開始後反社会的勢力と判明したなら、解約すること

などの内容が盛り込まれた暴力団排除条項を契約書や約款等に導入しておく。

④ 警察、暴追センター、弁護士等との連携

★ 警察や暴追センター、弁護士等との連携を保ち、事案の発生に備え担当窓口を設けておく。

有事の対応（不当要求対応要領）

栃木県弁護士会民事介入暴力対策委員ペンリレー

栃木県弁護士会副会長（民暴担当）

弁護士　小　沼　正　毅

私は平成18年に栃木県足利市にて弁護士業務を開始して以来、民事介入暴力対策委員会に所属しており、平成28年4月からは栃木県弁護士会副会長となりまして、民事介入暴力対策委員会の担当副会長を務めております。

私が弁護士登録をして間もなく、佐野市においてアパートの1室が暴力団組事務所として使用されていることが判明し、警察・暴追センター・弁護士会との連携をとり、組事務所の明け渡しを行うという事件に対応した経験がありましたが、当時は、警察・暴追センターの協力のおかげで大変心強く事件の解決ができたことを覚えております。

また、その他の日常業務においても、反社会的勢力が関係してくる事件においては、警察・暴追センターに相談させていただくことで円滑に事件を解決できた事例も多く、社会正義の実現のために、警察・暴追センター・弁護士会がそれぞれの役割に沿った責務を果たすことの重要性を感じております。

暴力団からの不当要求への対応で最も重要なのは、不当要求を受けた方が、できるだけ早い段階で関係機関に相談することだと考えておりますが、栃木県弁護士会では多くの若手弁護士が民事介入暴力対策委員会に所属し活発に活動しており、どんなことでも相談しやすい環境が整っているかと思います。

今後とも暴力団排除のため、皆様からのご支援、ご協力をお願い致します。

お知らせ

企業防衛セミナーの開催（賛助会員対象）

日時／平成28年11月2日(水)　午後1時30分～午後3時30分

場所／宇都宮市本町「栃木県総合文化センターサブホール」

概要／暴追功労団体・個人の表彰、警察本部から「県内の暴力団情勢」の説明
講演「命てんでんこ・反社会的勢力との断絶は武蔵坊弁慶と栃木県民の輪」と題して、京都府暴力追放運動推進センター事業課長「上原忠晴」氏を講師として予定しています。

民事介入暴力一日相談所の開設（無料）

日時／平成28年11月7日(月)　午後1時30分～午後3時30分

場所／佐野市浅沼町「佐野市勤労者会館2階会議室A」
警察本部組織犯罪対策第一課員、センター暴力相談委員、弁護士が同席して相談を受けます。
相談は無料です。

暴力団による悩み、困りごとは

公益財団法人 **栃木県暴力追放県民センター** へご相談ください

相談電話　028－627－2600

事務局　宇都宮市昭和3丁目2番8号　しもつけ会館内

ＴＥＬ 028－627－2995　ＦＡＸ 028－627－2996　ＵＲＬ http://www.boutsui-tochigi.or.jp/

- 相談は無料。秘密は厳守します。
- 暴力追放相談委員が、皆さんからの相談に応じます。
- 暴追センターで委嘱している弁護士、保護司、少年指導委員にも相談ができます。
- 相談は、面接のほか電話や手紙、メール等でも結構です。
- 相談は、毎週月曜日～金曜日（休日祝祭日を除く）
- 弁護士相談の日は、毎月第3水曜日の午後1時30分から午後3時30分までの間、当センター相談室で行っています。

賛助会員を募集しています

～多くの方の入会をお待ちしています～

（公財）栃木県暴力追放県民センターでは、暴力団排除活動に賛同してご支援、ご協力いただける個人、団体、法人の入会をお待ちしております。

●会員には

- 暴力団等反社会的勢力に関する情報を提供します。
- 賛助会員章（プレート）、暴追センター機関紙、暴排ポスター、不当要求対応マニュアル等の資料を提供します。
- 暴追大会、セミナー等のご案内をいたします。
- 税制上の優遇を受けることができます。

（センターは公益法人ですので、賛助会費は税法上の寄附金として優遇措置（控除の対象）を受けることができます。
個人会員の場合は税額控除※の対象となります。
※税額を算出した後、一定の計算式により税額を控除する制度。）

●賛助会会費 年額（口数の制限はありません。）

法人・団体　一口　10,000円
個　　人　一口　5,000円

●入会のお申込は、事務局へご連絡ください。

●賛助会員章

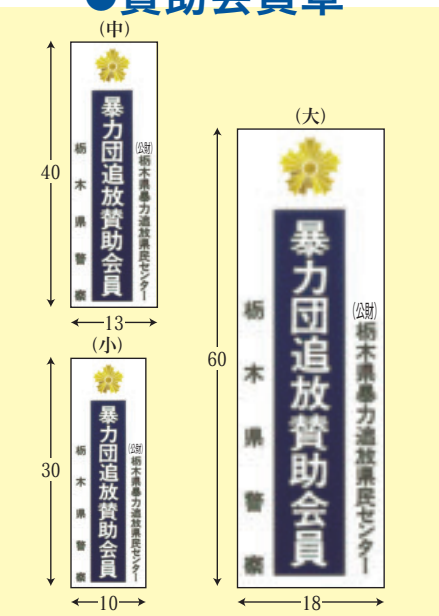

暴追とちぎ平成28年10月号（通巻58号）表紙写真

栃木県東部の茂木町には、那須岳山麓を源流とする那珂川が北東地区に流れ、その川岸に標高200メートルの里山である鎌倉山があります。この山からは、晩秋から初冬にかけ天気の良い早朝に、川霧が両岸の里山を塞き止めて見事な雲海が見られます。また、この地区で取れたそば粉で打った手打ちそばは絶品です。

写真提供　関東農政局宇都宮地区センター